

○社会福祉法人ふくろう会役員報酬及び役員等費用弁償規程

(平成22年10月16日制定)

一部改正 平成26年 7月 1日

一部改正 平成27年 4月 1日

全部改正 平成29年 5月31日

社会福祉法人ふくろう会役員報酬及び役員等費用弁償規程(平成22年制定)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人ふくろう会の役員の報酬及び役員等の等の費用弁償に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(費用弁償)

第3条 役員等が業務執行のため必要な会議等に出席したときは、別表の費用弁償の額により支給する。

(報酬)

第4条 役員が業務執行のために必要な会議等に出席したときは、別表の報酬の額により支給する。

- 2 理事長の報酬は、月額報酬を支給する。
- 3 業務執行理事、理事及び監事の報酬は、日額報酬を支給する。

(支給日及び支払い方法)

第5条 支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。ただし、本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むことができる。

(出張旅費)

第6条 役員等が法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人ふくろう会旅費規程に基づき旅費を支給することができる。ただし、評議員及び評議員選任・解任委員については、旅費の支給額が第3条に定める費用弁償の額を超える場合に、その相当額を費用弁償の額に加え支給することができる。

(適用除外)

第7条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等については、本規程は適用しない。

(改廃)

第8条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成22年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(全部改正)

この規程は、決議の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

区 分	報酬の額	費用弁償の額	備 考
理 事 長	月額 50,000 円	支給なし	非常勤
業務執行理事	日額 10,000 円	支給なし	非常勤
理 事	日額 10,000 円	支給なし	非常勤
監 事	日額 10,000 円	支給なし	非常勤
評 議 員	支給なし	日額 7,000 円	非常勤
評議員選任・ 解任委員	支給なし	日額 7,000 円	非常勤